離島等供給約款
〔高圧用〕

2026 年 11 月 1 日実施

中国電力ネットワーク株式会社

2026年10月14日　届出

離島等供給約款〔高圧用〕

目次

Ⅰ　総則 ･･･ 1

１　適用 ･･ 1
２　離島等供給約款の届出および変更 ･･････････････････････････････ 1
３　定義 ･･ 1
４　単位および端数処理 ･･ 3
５　実施細目 ･･ 4

Ⅱ　契約の申込み ･･･ 5

６　需給契約の申込み ･･ 5
７　需給契約の成立および契約期間 ････････････････････････････････ 6
８　需要場所 ･･ 6
９　需給契約の単位 ･･ 7
10　供給の開始 ･･ 7
11　供給の単位 ･･ 7
12　承諾の限界 ･･ 7
13　需給契約書の作成 ･･ 8

Ⅲ　契約種別および料金 ･･･ 9

14　契約種別 ･･ 9
15　業務用電力 ･･ 10
16　業務用TOU ･･･ 14
17　業務用高負荷率電力 ･･ 18
18　業務用高負荷率TOU ･･･ 22
19　業務用ウィークエンド ･･ 26
20　高圧電力 ･･ 30
21　高圧TOU ･･･ 36

22　高圧高負荷率電力 ･･･ 43
23　高圧高負荷率TOU ･･･ 49
24　高圧ウィークエンド ･･･ 56
25　臨時電力 ･･･ 63
26　農事用電力 ･･･ 65
27　自家発補給電力 ･･･ 68
28　予備電力 ･･･ 77
29　業務用蓄熱調整契約 ･･･ 79
30　業務用電化厨房契約 ･･･ 85
31　業務用総合電化契約 ･･･ 86
32　産業用蓄熱調整契約 ･･･ 88

Ⅳ　料金の算定および支払い ･･･ 94

33　料金の適用開始の時期 ･･･ 94
34　検針日 ･･･ 94
35　料金の算定期間 ･･･ 95
36　計量 ･･･ 95
37　使用電力量の算定等 ･･･ 96
38　料金の算定 ･･･ 97
39　日割計算 ･･･ 97
40　料金の支払義務および支払期日 ･････････････････････････････････････ 98
41　料金その他の支払方法 ･･ 99
42　延滞利息 ･･･ 99
43　保証金 ･･･ 100

Ⅴ　使用および供給 ･･･ 102

44　適正契約の保持 ･･･ 102
45　契約超過金 ･･･ 102
46　力率の保持 ･･･ 102
47　需要場所への立入りによる業務の実施 ･････････････････････････････ 102

48　電気の使用にともなうお客さまの協力 ･････････････････････････････････ 103
49　供給の停止 ･･･ 104
50　供給停止の解除 ･･･ 105
51　供給停止期間中の料金 ･･ 105
52　違約金 ･･･ 106
53　供給の中止または使用の制限もしくは中止 ･･････････････････････････ 106
54　損害賠償の免責 ･･･ 106
55　設備の賠償 ･･･ 106

Ⅵ　契約の変更および終了 ･･ 108

56　需給契約の変更 ･･･ 108
57　名義の変更 ･･･ 108
58　需給契約の消滅 ･･･ 108
59　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 109
60　解約等 ･･･ 111
61　需給契約消滅後の債権債務関係 ･･････････････････････････････････ 111

Ⅶ　供給方法、工事および工事費の負担 ･･････････････････････････････ 112

62　供給方法、工事および施設 ･･････････････････････････････････････ 112
63　工事費負担金等の申受けおよび精算 ･･････････････････････････････ 112
64　工事費負担金等に関する契約書の作成 ･･･････････････････････････ 113

Ⅷ　保安 ･･ 114

65　保安の責任 ･･･ 114
66　保安等に対するお客さまの協力 ･･････････････････････････････････ 114

附則 ･･ 116

別表 ･･ 124

Ⅰ　総則

１　適用

（１）　当社が、高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。

（２）　この離島約款は、次の離島に適用いたします。

島根県：島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島

山口県：見島

２　離島等供給約款の届出および変更

（１）　この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

（２）　当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕によります。

３　定義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（１）　高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

（２）　電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（３）　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するお

それがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（４） 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（５） 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

（６） 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（７） 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

（８） 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（９） 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける記録型計量器等により計量される値をいいます。ただし、29（業務用蓄熱調整契約）(5)ハおよび32（産業用蓄熱調整契約）(5)ハに定める蓄熱ピークシフト電力の算定上、昼間時間の最大需要電力は、昼間時間における30分ごとの使用電力量を2倍した値の最大値をいいます。

(11) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12)　その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13)　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14)　電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する、翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして、当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）といたします。

(15)　平均燃料価格算定期間、離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合、ならびに電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(16)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1)　契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（２） 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、15（業務用電力）(4)イ、16（業務用TOU）(4)イ、17（業務用高負荷率電力）(4)イ、18（業務用高負荷率TOU）(4)イ、19（業務用ウィークエンド）(4)イ、20（高圧電力）(1)ニ、21（高圧TOU）(1)ニ、22（高圧高負荷率電力）(1)ニ、23（高圧高負荷率TOU）(1)ニまたは24（高圧ウィークエンド）(1)ニを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。

（３） 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（４） 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（５） 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

５ 実施細目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

６　需給契約の申込み

（１）　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、申込みの内容に変更が生じる場合は、原則として、変更前の申込みは取消しがなされたものとし、あらためて当社に申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法ならびに業務用蓄熱調整契約、業務用電化厨房契約、業務用総合電化契約および産業用蓄熱調整契約の適用希望の有無

（２）　(1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ　当社または当該配電事業者が発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者に提供すること。

ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当該配電事業者が、

接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

（３） 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

（４） 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

（５） 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（６） お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。

７ 需給契約の成立および契約期間

（１） 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

（２） 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の廃止または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

８ 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

９　需給契約の単位

当社は、次の1または2以上の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

臨時電力、農事用電力、自家発補給電力のうちの1契約種別、予備電力

10　供給の開始

（１）　当社は、需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

（２）　天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12　承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、当社は、供給準備に先だって、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

<table>
<tr><td rowspan="20">契約種別</td><td colspan="2">業務用電力</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用TOU</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用高負荷率電力</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用高負荷率TOU</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用ウィークエンド</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧電力</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧TOU</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧高負荷率電力</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧高負荷率TOU</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧ウィークエンド</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨時電力</td></tr>
<tr><td colspan="2">農事用電力</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自家発補給電力</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備電力</td></tr>
</table>

15　業務用電力

（１）　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。）16（従量電灯）(1)ハまたは(2)ニを適用した場合の最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

（２）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

（３）　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

（イ）　各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客

さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社または当該配電事業者の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要

電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

（５）　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準

燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,071円34銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円28銭	20円84銭

ハ　力率割引および割増し

（イ）　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ）　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16　業務用TOU

（１）　適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、業務用TOUから業務用TOU以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用TOUを適用いたしません。

（２）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

（３）　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

（イ）　各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社または当該配電事業者の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

ｂ　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

（５） 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

（６） 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離

島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,071円34銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

（イ）　ピーク時間

1キロワット時につき	27円34銭

（ロ）　昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	23円62銭	22円56銭

（ハ）　夜間時間

1キロワット時につき	17円86銭

ハ　力率割引および割増し

（イ）　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなし

ます。

（ロ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（7） その他

イ 原則として、業務用TOUを適用後1年に満たないで、業務用TOU以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

17 業務用高負荷率電力

（1） 適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、業務用高負荷率電力から業務用高負荷率電力以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用高負荷率電力を適用いたしません。

（2） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

（3） 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（4） 契約電力

契約電力は次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

（イ） 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ａ 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、

当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社または当該配電事業者の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等

を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ） 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

（5） 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離

島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,505円84銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円66銭	18円44銭

ハ　力率割引および割増し

（イ）　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ）　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（6）　その他

イ　原則として、業務用高負荷率電力を適用後1年に満たないで、業務用高負荷率電力以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずる

ものといたします。

18　業務用高負荷率TOU

（１）　適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、業務用高負荷率TOUから業務用高負荷率TOU以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用高負荷率TOUを適用いたしません。

（２）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

（３）　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　契約電力

契約電力は次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

（イ）　各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社または当該配電事業者の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

ｂ　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の

増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さま

の最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

（５） 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

（６） 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって

算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,505円84銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

（イ）　ピーク時間

1キロワット時につき	22円79銭

（ロ）　昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円85銭	18円76銭

（ハ）　夜間時間

1キロワット時につき	17円86銭

ハ　力率割引および割増し

（イ）　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場

合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（7） その他

イ 原則として、業務用高負荷率TOUを適用後1年に満たないで、業務用高負荷率TOU以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用TOUに準ずるものといたします。

19 業務用ウィークエンド

（1） 適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、業務用ウィークエンドから業務用ウィークエンド以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用ウィークエンドを適用いたしません。

（2） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

（3） 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（4） 契約電力

契約電力は次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

（イ） 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ａ 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月

の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社または当該配電事業者の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

（5）　時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表3（週末等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　平日時間

ピーク時間および週末時間以外の時間をいいます。

ハ　週末時間

別表3（週末等）に定める日の全ての時間をいいます。

（6）　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料

費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,505円84銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

（イ）　ピーク時間

1キロワット時につき	22円75銭

（ロ）　平日時間

平日時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円59銭	18円84銭

（ハ） 週末時間

1キロワット時につき	17円86銭

ハ　力率割引および割増し

（イ） 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（7） その他

イ　原則として、業務用ウィークエンドを適用後1年に満たないで、業務用ウィークエンド以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用TOUに準ずるものといたします。

20　高圧電力

（1） 高圧電力A

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

（イ） 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

（ロ） 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ハまたは(2)ニを適用した場合の最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

（イ） 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社または当該配電事業者の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といた

します。

c　契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ホ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表

5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,581円84銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円85銭	21円36銭

（ハ） 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率とな

る場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ヘ　その他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧電力Bを適用いたします。

（2）　高圧電力B

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、原則として2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

（イ）　契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

（ハ）　高圧電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を（イ）によってすみやかに定めることと

し、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。

ニ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,071円34銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円69銭	19円39銭

（ハ） 力率割引および割増し

a　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（３） その他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

21　高圧TOU

（１） 高圧TOUA

イ　適用範囲

高圧電力Aの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、高圧TOUAから高圧TOUA以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧TOUAを適用いたしません。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

（イ）　各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社または当該配電事業者の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

ｂ　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ｃ　契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最

大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ） 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ホ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

（イ） ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ） 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ハ） 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ヘ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えた

ものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,581円84銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1キロワット時につき	29円29銭

b　昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	25円24銭	23円82銭

c　夜間時間

1キロワット時につき	17円86銭

（ハ）　力率割引および割増し

a　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ト　その他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧TOUBを適用いたします。

（2）　高圧TOUB

イ　適用範囲

高圧電力Bの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、高圧TOUBから高圧TOUB以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧TOUBを適用いたしません。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

（イ）　契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと

当社との協議によって定めます。

（ロ） 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

（ハ） 高圧TOUAとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を（イ）によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

（イ） ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ） 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ハ） 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表

5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,071円34銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	25円15銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円81銭	20円47銭

c　夜間時間

1キロワット時につき	17円86銭

（ハ）　力率割引および割増し

a　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（3）　その他

イ　原則として、高圧TOUを適用後1年に満たないで、高圧TOU以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

22　高圧高負荷率電力

（1）　高圧高負荷率電力A

イ　適用範囲

高圧電力Aの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、高圧高負荷率電力Aから高圧高負荷率電力A以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧高負荷率電力Aを適用いたしません。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周

波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

（イ）　各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社または当該配電事業者の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

ｂ　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ｃ　契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された

日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ） 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調

整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,895円34銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円89銭	20円49銭

（ハ） 力率割引および割増し

a　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

へ　その他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧高負荷率電力Bを適用いたします。

（２） 高圧高負荷率電力B

イ　適用範囲

高圧電力Bの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、高圧高負荷率電力Bから高圧高負荷率電力B以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧高負荷率電力Bを適用いたしません。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

（イ） 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ） 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

（ハ） 高圧高負荷率電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を（イ）によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。

ニ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えた

ものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,505円84銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円14銭	17円97銭

（ハ） 力率割引および割増し

ａ　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送

約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（3）　その他

イ　原則として、高圧高負荷率電力を適用後1年に満たないで、高圧高負荷率電力以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については、特に定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

23　高圧高負荷率TOU

（1）　高圧高負荷率TOUA

イ　適用範囲

高圧電力Aの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、高圧高負荷率TOUAから高圧高負荷率TOUA以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧高負荷率TOUAを適用いたしません。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

（イ）　各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から

前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社または当該配電事業者の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ホ　時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

（イ）　ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ）　昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ハ）　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ヘ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによっ

て算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,895円34銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	27円49銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	23円74銭	22円32銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	17円86銭

（ハ） 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ト　その他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧高負荷率TOUBを適用いたします。

（2）　高圧高負荷率TOUB

イ　適用範囲

高圧電力Bの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、高圧高負荷率TOUBから高圧高負荷率TOUB以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧高負荷率TOUBを適用いたしません。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

（イ）　契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

（ハ）　高圧高負荷率TOUAとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を（イ）によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。

ニ　時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

（イ）　ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ）　昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ハ）　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ホ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調

整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,505円84銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1キロワット時につき	22円17銭

b　昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円33銭	18円03銭

c　夜間時間

1キロワット時につき	17円86銭

（ハ） 力率割引および割増し

a　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ｂ　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（３）　その他

イ　原則として、高圧高負荷率TOUを適用後1年に満たないで、高圧高負荷率TOU以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧TOUに準ずるものといたします。

24　高圧ウィークエンド

（１）　高圧ウィークエンドA

イ　適用範囲

高圧電力Aの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、高圧ウィークエンドAから高圧ウィークエンドA以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧ウィークエンドAを適用いたしません。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

（イ）　各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社または当該配電事業者の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ホ　時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

（イ）　ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表3（週末等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ） 平日時間

ピーク時間および週末時間以外の時間をいいます。

（ハ） 週末時間

別表3（週末等）に定める日の全ての時間をいいます。

ヘ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使

用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,895円34銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1キロワット時につき	27円59銭

b　平日時間

平日時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円56銭	21円75銭

c　週末時間

1キロワット時につき	17円86銭

（ハ） 力率割引および割増し

a　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ト　その他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧ウィークエンドBを適用いたします。

（2）　高圧ウィークエンドB

イ　適用範囲

高圧電力Bの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし、高圧ウィークエンドBから高圧ウィークエンドB以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧ウィークエンドBを適用いたしません。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

（イ）　契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

（ハ）　高圧ウィークエンドAとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を（イ）によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。

ニ　時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

（イ）　ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表3（週末等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ）　平日時間

ピーク時間および週末時間以外の時間をいいます。

（ハ） 週末時間

別表3（週末等）に定める日の全ての時間をいいます。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,505円84銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1キロワット時につき	22円11銭

b　平日時間

平日時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円96銭	18円14銭

c　週末時間

1キロワット時につき	17円86銭

（ハ） 力率割引および割増し

a　力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b　力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（3） その他

イ　原則として、高圧ウィークエンドを適用後1年に満たないで、高圧ウィークエンド以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧TOUに準ずるものといたします。

25　臨時電力

（１）　適用範囲

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

イ　高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

ロ　高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用するもの。

（２）　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（３）　契約電力

契約電力は、(1)イに該当する場合は業務用電力、(1)ロに該当する場合は高圧電力の場合にそれぞれ準じて定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表7（契約電力等の算定方法）によります。

（４）　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算

定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき(1)イに該当する場合は業務用電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、(1)ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

（イ）(1)イに該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	26円74銭	25円01銭

（ロ）(1)ロに該当する場合

a　契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	27円42銭	25円63銭

b　契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	24円83銭	23円27銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは、(1)イに該当する場合は業務用電力、(1)ロに該当する場合は高圧電力の場合にそれぞれ準じて適用いたします。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

（イ）　負荷が最大と認められる1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ）　お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

（５）　その他

イ　当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、(1)イに該当する場合は業務用電力、(1)ロに該当する場合は高圧電力にそれぞれ準ずるものといたします。

26　農事用電力

（１）　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

（２） 契約電力

契約電力は、高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表7（契約電力等の算定方法）によって算定された値といたします。

（３） 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)へによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）以外の期間については、料金を申し受けません。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,240円84銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円17銭	17円09銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

（イ）　負荷が最大と認められる1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ）　お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

（4）　その他

イ　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

ロ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使

用期間を変更いたします。

ハ　お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

27　自家発補給電力

（１）　自家発補給電力Ａ

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契約電力

（イ）　契約電力は、お客さまの発電設備の定格出力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の定格出力を下回らないものといたします。

（ロ）　（イ）によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ａ　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の定格出力からお客さまの予備発電設備の定格出力を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

ｂ　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の定格出力から瞬時に負荷を自動的に遮断する装置に

接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの30

パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により、次のとおりといたします。

ａ 定期検査または定期補修による場合

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	24円51銭	22円92銭

ｂ a以外の場合

aにおいて適用される電力量料金の25パーセントを割増ししたものを適用いたします。

（ハ） 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Aの使用

（イ） お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

（ロ） 常時供給分と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)ロ、16（業務用TOU）(4)ロ、17（業務用高負荷率電力）(4)ロ、18（業務用高負荷率TOU）(4)ロまたは19（業務用ウィークエンド）(4)ロによって定めるお客さまのその1月の最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえないときは、（イ）にかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

（イ）　常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)イ、16（業務用TOU）(4)イ、17（業務用高負荷率電力）(4)イ、18（業務用高負荷率TOU）(4)イまたは19（業務用ウィークエンド）(4)イによって定めるお客さまが自家発補給電力Aを使用されたときは、自家発補給電力Aの契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。ただし、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

（ロ）　常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)ロ、16（業務用TOU）(4)ロ、17（業務用高負荷率電力）(4)ロ、18（業務用高負荷率TOU）(4)ロまたは19（業務用ウィークエンド）(4)ロによって定めるお客さまが自家発補給電力Aを使用されたときは、自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力を常時供給分の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力の比であん分してえた値を、その1月の最大需要電力とみなします。ただし、自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が常時供給分の超過または自家発補給電力Aの超過のいずれかであることが明らかな場合は、次によるものといたします。

ａ　常時供給分の超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力Aの契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

ｂ　自家発補給電力Aの超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から常時供給分の契約電力を差し引いた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

（イ）　使用電力量は、自家発補給電力Aの使用時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補

給電力Aの使用のつど選択することはできません。また、業務用TOU、業務用高負荷率TOUまたは業務用ウィークエンドとあわせて自家発補給電力Aを契約されるお客さまの基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。

a　自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b　自家発補給電力Aの使用の前3月間における常時供給分の平均電力

c　自家発補給電力Aの使用の前3日間における常時供給分の平均電力

（ロ）　自家発補給電力Aの継続した使用時間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力Aの使用時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

（ハ）　使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、自家発補給電力Aの契約電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。ただし、自家発補給電力Aの最大需要電力が自家発補給電力Aの契約電力をこえた場合は、自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　その他

（イ）　定期検査および定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

（ロ）　当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

（ハ）　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

（２）　自家発補給電力B

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）によ

り生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における供給とみなします。

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により、次のとおりといたします。

ａ 定期検査または定期補修による場合

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

（ａ） 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	25円14銭	23円50銭

（ｂ） 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円76銭	21円33銭

ｂ a以外の場合

aにおいて適用される電力量料金の25パーセントを割増ししたものを適用いたします。

（ハ） 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Bの使用

（イ） お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休

止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

（ロ） 常時供給分と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、常時供給分の契約電力を20（高圧電力）(2)ハ、21（高圧TOU）(2)ハ、22（高圧高負荷率電力）(2)ハ、23（高圧高負荷率TOU）(2)ハまたは24（高圧ウィークエンド）(2)ハによって定めるお客さまのその1月の最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえないときは、（イ）にかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

（イ） 常時供給分の契約電力を20（高圧電力）(1)ニ、21（高圧TOU）(1)ニ、22（高圧高負荷率電力）(1)ニ、23（高圧高負荷率TOU）(1)ニまたは24（高圧ウィークエンド）(1)ニによって定めるお客さまが自家発補給電力Bを使用されたときは、自家発補給電力Bの契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。ただし、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

（ロ） 常時供給分の契約電力を20（高圧電力）(2)ハ、21（高圧TOU）(2)ハ、22（高圧高負荷率電力）(2)ハ、23（高圧高負荷率TOU）(2)ハまたは24（高圧ウィークエンド）(2)ハによって定めるお客さまが自家発補給電力Bを使用されたときは、自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力を常時供給分の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力の比であん分してえた値を、その1月の最大需要電力とみなします。ただし、自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が常時供給分の超過または自家発補給電力Bの超過のいずれかであることが明らかな場合は、次によるものといたします。

a 常時供給分の超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力Bの契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

b 自家発補給電力Bの超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力から常時供給分の契約電力を差し引いた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

（イ）　使用電力量は、自家発補給電力Bの使用時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。また、高圧TOU、高圧高負荷率TOUまたは高圧ウィークエンドとあわせて自家発補給電力Bを契約されるお客さまの基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。

ａ　自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

ｂ　自家発補給電力Bの使用の前3月間における常時供給分の平均電力

ｃ　自家発補給電力Bの使用の前3日間における常時供給分の平均電力

（ロ）　自家発補給電力Bの継続した使用時間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力Bの使用時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

（ハ）　使用電力量の区分

自家発補給電力Bの使用電力量は、自家発補給電力Bの契約電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。ただし、自家発補給電力Bの最大需要電力が自家発補給電力Bの契約電力をこえた場合は、自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　その他

（イ）　定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

（ロ） 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

（ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

28 予備電力

（１） 適用範囲

業務用電力、業務用TOU、業務用高負荷率電力、業務用高負荷率TOU、業務用ウィークエンド、高圧電力、高圧TOU、高圧高負荷率電力、高圧高負荷率TOUまたは高圧ウィークエンドのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

（２） 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

（３） 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロに定

める基準燃料価格を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を下回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表5（市場価格調整）(1)ロに定める基準市場価格を上回る場合は、別表5（市場価格調整）(1)ヘによって算定された市場価格調整額を加えたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、次のとおりといたします。

（イ）　業務用電力、業務用TOU、業務用高負荷率電力、業務用高負荷率TOUまたは業務用ウィークエンドのお客さまの場合、予備線については業務用電力の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の5パーセント、予備電源については業務用電力の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

（ロ）　高圧電力、高圧TOU、高圧高負荷率電力、高圧高負荷率TOUまたは高圧ウィークエンドのお客さまの場合、予備線については高圧電力の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の5パーセント、予備電源については高圧電力の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

（４）　その他

イ　お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用TOU、業務用高負荷率電力、業務用高負荷率TOU、業務用ウィークエンド、高圧電力、高圧TOU、高圧高負荷率電力、高圧高負荷率TOUまたは高圧ウィークエンドに準ずるものといたします。

29　業務用蓄熱調整契約

（１）　適用条件

業務用電力の適用範囲に該当する需要で、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

（２）　時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

（３）　料金

各月の料金は、次の算式により算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

業務用電力、業務用TOU、業務用高負荷率電力、業務用高負荷率TOUまたは業務用ウィークエンドによって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

ただし、お客さまが(4)に定める自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合、(5)に定める蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合または(6)に定める蓄熱式空調システムとあわせて蓄熱式空調システム以外の電気空調機器（以下「非蓄熱式電気空調システム」といいます。）を使用する場合の各月の料金は、次の算式により算定された金額から(4)ホによって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）、(5)ロによって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）または(6)ロによって算定された金額（以下「空調システム割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

業務用電力、業務用TOU、業務用高負荷率電力、業務用高負荷率TOUまたは業務用ウィークエンドによって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額 － イによって算定された蓄熱割引額

イ　蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

（イ）　業務用電力または業務用高負荷率電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その1月の蓄熱電力量}$$

なお、蓄熱割引額の算定において、夏季の蓄熱電力量には常時供給分の電力量料金単価の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には常時供給分の電力量料金単価のその他季料金を適用いたします。

（ロ）　業務用TOUまたは業務用高負荷率TOUとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の夜間時間の電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その1月の蓄熱電力量}$$

（ハ）　業務用ウィークエンドとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の夜間平均電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その1月の蓄熱電力量}$$

なお、夜間平均電力量料金単価は、次の算式によって算定された値とし、蓄熱割引額の算定において、夏季の蓄熱電力量には夏季夜間平均電力量料金単価を、その他季の蓄熱電力量にはその他季夜間平均電力量料金単価を適用いたします。

また、夜間平均電力量料金単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a　夏季夜間平均電力量料金単価

夏季夜間平均電力量料金単価

$$= \frac{\text{常時供給分の平日時間の電力量料金単価の夏季料金} \times 63 + \text{常時供給分の週末時間の電力量料金単価} \times 29}{92}$$

b　その他季夜間平均電力量料金単価

その他季夜間平均電力量料金単価

$$= \frac{\text{常時供給分の平日時間の電力量料金単価のその他季料金} \times 180 + \text{常時供給分の週末時間の電力量料金単価} \times 93}{273}$$

ロ　蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15円41銭

ハ　蓄熱電力量

蓄熱電力量は、36（計量）(2)により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からニによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ニ　控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以

下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、別表10（標準控除率表）に定める標準控除率の値、または蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ホ　単位および端数処理

（イ）　控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（ロ）　控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

（４）　自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合の取扱い

イ　次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合は、ホによって算定された蓄熱ピーク調整割引額を割引いたします。

（イ）　ハによって定める調整時間において、蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を利用することにより熱源機等の停止または調整（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。ただし、あらかじめ熱源機等が停止している場合は、蓄熱ピーク調整とはいたしません。

（ロ）　蓄熱ピーク調整は、当社が認定した自動制御等により行なうこと。

ロ　調整期間

調整期間は、7月1日から9月30日までといたします。ただし、以下の日を除きます。

日曜日、土曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、8月13日、8月14日、8月15日

ハ　調整時間

調整時間は、調整期間を通じてお客さまが蓄熱ピーク調整を実施する時間とし、午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、調整時間は、毎日30分単位で設定するものとし、調整期間を通じて、調整時間帯は同一といたします。

ニ　契約調整電力

契約調整電力は、調整時間において停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ホ　蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、調整が行なわれた各月について次のとおり算定いたします。ただし、当社が認定した自動制御等により蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引を行ないません。

蓄熱ピーク調整割引額＝契約調整電力×調整時間×への割引単価

ヘ　割引単価

1キロワット1時間1月につき	1,034円00銭

（5）　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ　冷暖房負荷等の蓄熱運転により、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生する場合で、お客さまがこの取扱いの適用を希望され、かつ、当社との協議が整ったときは、ロによって算定された蓄熱ピークシフト割引額を割引いたします。

ロ　蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の蓄熱ピークシフト割引額は、半額といたします。

蓄熱ピークシフト割引額

＝ハの蓄熱ピークシフト電力×常時供給分の基本料金単価×0.85

ハ　蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、次のとおり定めるものといたします。

（イ）　業務用電力、業務用高負荷率電力、業務用TOU、業務用高負荷率TOUまたは業務用ウィークエンドの契約電力が500キロワット未満の場合

蓄熱ピークシフト電力は、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。た

だし、この場合の蓄熱ピークシフト電力は、イの対象となる蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）を上回らないものといたします。

なお、受電設備を減少される場合等で、1年を通じての昼間時間の最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日以降の昼間時間の最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ） 業務用電力、業務用高負荷率電力、業務用TOU、業務用高負荷率TOUまたは業務用ウィークエンドの契約電力が500キロワット以上の場合

蓄熱ピークシフト電力は、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、イの対象となる蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、この場合の蓄熱ピークシフト電力が、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から不適当と認められるときには、すみやかに適正なものに変更していただきます。

ニ　1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、この取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、この取扱いを適用後1年に満たないで解消する場合は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の料金に加算いたします。

（6） 蓄熱式空調システムとあわせて非蓄熱式電気空調システムを使用する場合の取扱い

イ　蓄熱式空調システムおよび非蓄熱式電気空調システムを併用する電気空調システムを使用し、当社との協議が整った場合は、ロによって算定された空調システム割引額を割引いたします。

なお、この場合の非蓄熱式電気空調システムの電気方式および定格電圧は、原則として交流3相3線式200ボルト、交流3相3線式400ボルトまたは交流3相4線式400ボルトといたします。

ロ　空調システム割引額

空調システム割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

空調システム割引額＝ハの非蓄熱電力量×ニの割引単価

ハ　非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は、36（計量）(3)により計量された非蓄熱式電気空調システムの使用電力量といたします。

なお、各月における非蓄熱電力量は、(3)ハの蓄熱電力量を上回らないものといたします。

ニ　割引単価

割引単価は次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円30銭

ホ　当社は、あらかじめお客さまから非蓄熱式電気空調システムに関する資料を提出していただきます。

ヘ　お客さまが、非蓄熱式電気空調システムの内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

（7）　その他

イ　当社は、あらかじめお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容または稼働方法の変更、もしくは蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

30　業務用電化厨房契約

（1）　適用条件

業務用電力の適用範囲に該当する需要で、別表11（適用対象機器類別〔業務用電化厨房契約〕）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し、かつ、その総容量（出力といたします。）が原則として30キロワット以上のお客さまで、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

（2）　料金

各月の料金は、次の算式により算定された金額からイによって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電

促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

業務用電力、業務用TOU、業務用高負荷率電力、業務用高負荷率TOUまたは業務用ウィークエーンドによって料金として算定された金額	再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

イ　電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額＝ロの電化厨房電力量×ハの割引単価

ロ　電化厨房電力量

電化厨房電力量は、36（計量）(4)により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

ハ　割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円30銭

（3）　その他

イ　当社は、あらかじめお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

31　業務用総合電化契約

（1）　適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも該当する需要（以下「総合電化需要」といいます。）で、お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。

イ　業務用蓄熱調整契約および業務用電化厨房契約の適用を受けること。

ロ　需要場所における給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等に要するすべての熱源を当社の供給する電気でまかなっていただくこと。

（2）　料金

各月の料金は、次の算式により算定された金額からイによって算定された金額（以

下「総合電化割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

業務用電力、業務用TOU、業務用高負荷率電力、業務用高負荷率TOUまたは業務用ウィークエーンドによって料金として算定された金額	再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

イ　総合電化割引額

総合電化割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定める総合電化割引上限額を上回る場合の総合電化割引額は、ハに定める総合電化割引上限額といたします。

総合電化割引額＝ロの総合電化割引対象額×5パーセント

ロ　総合電化割引対象額

総合電化割引対象額は、次によって算定された金額といたします。

総合電化割引対象額

＝常時供給分の基本料金 ＋常時供給分の使用電力量

×常時供給分の電力量料金単価

ハ　総合電化割引上限額

1契約につき	220,000円00銭

（3）　その他

イ　当社は、総合電化需要であることを確認するため、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料等を提出していただきます。

ロ　給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、電気機器の変更などにより総合電化需要に該当しなくなったお客さまが、引き続きこの契約の適用を受け料金の一部の支払いを免れた場合は、52（違約金）に準じ、違約金を申し受けます。

ハ　総合電化割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が総合電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ　当社は、39（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、総合電化割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。

$$総合電化割引上限額 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

ただし、38（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は

$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$は、$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$

といたします。

ホ　38（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算するときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに総合電化割引対象額を算定いたします。

32　産業用蓄熱調整契約

（１）　適用条件

高圧電力の適用範囲に該当する需要で、蓄熱式負荷設備の蓄熱運転により、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

（２）　時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

（３）　料金

各月の料金は、次の算式により算定された金額からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

高圧電力、高圧TOU、高圧高負荷率電力、高圧高負荷率TOUまたは高圧ウィークエンドによって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

ただし、お客さまが(4)に定める自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合または(5)に定める蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の各月の料金は、次の算式により算定された金額から(4)ホによって算定された蓄熱ピーク調整割引額または(5)ロによって算定された蓄熱ピー

クシフト割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

$$\text{高圧電力、高圧TOU、高圧高負荷率電力、高圧高負荷率TOUまたは高圧ウィークエンドによって料金として算定された金額} - \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額} - \text{イによって算定された蓄熱割引額}$$

イ　蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

（イ）　高圧電力または高圧高負荷率電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その1月の蓄熱電力量}$$

なお、蓄熱割引額の算定において、夏季の蓄熱電力量には常時供給分の電力量料金単価の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には常時供給分の電力量料金単価のその他季料金を適用いたします。

（ロ）　高圧TOUまたは高圧高負荷率TOUとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の夜間時間の電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その1月の蓄熱電力量}$$

（ハ）　高圧ウィークエンドとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の夜間平均電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その1月の蓄熱電力量}$$

なお、夜間平均電力量料金単価は、次の算式によって算定された値とし、蓄熱割引額の算定において、夏季の蓄熱電力量には夏季夜間平均電力量料金単価を、その他季の蓄熱電力量にはその他季夜間平均電力量料金単価を適用いたします。

また、夜間平均電力量料金単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a　夏季夜間平均電力量料金単価

夏季夜間平均電力量料金単価

$$= \frac{\text{常時供給分の平日時間の電力量料金単価の夏季料金} \times 63 + \text{常時供給分の週末時間の電力量料金単価} \times 29}{92}$$

b　その他季夜間平均電力量料金単価

その他季夜間平均電力量料金単価

$$= \frac{\text{常時供給分の平日時間の電力量料金単価のその他季料金} \times 180 + \text{常時供給分の週末時間の電力量料金単価} \times 93}{273}$$

ロ　蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15円41銭

ハ　蓄熱電力量

蓄熱電力量は、36（計量）(2)により計量された夜間使用電力量といたします。ただし、夜間使用電力量に控除電力量が含まれる場合は、夜間使用電力量からニによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ニ　控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に控除率を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、蓄熱式負荷設備の稼働状況にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ホ　単位および端数処理

（イ）　控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（ロ）　控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

（4）　自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合の取扱

い

イ　次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合は、ホによって算定された蓄熱ピーク調整割引額を割引いたします。

（イ）　ハによって定める調整時間において、蓄熱ピーク調整が可能であること。ただし、あらかじめ熱源機等が停止している場合は、蓄熱ピーク調整とはいたしません。

（ロ）　蓄熱ピーク調整は、当社が認定した自動制御等により行なうこと。

ロ　調整期間

調整期間は、7月1日から9月30日までといたします。ただし、以下の日を除きます。

日曜日、土曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、8月13日、8月14日、8月15日

ハ　調整時間

調整時間は、調整期間を通じてお客さまが蓄熱ピーク調整を実施する時間とし、午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、調整時間は、毎日30分単位で設定するものとし、調整期間を通じて、調整時間帯は同一といたします。

ニ　契約調整電力

契約調整電力は、調整時間において停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ホ　蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、調整が行なわれた各月について次のとおり算定いたします。ただし、当社が認定した自動制御等により蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引を行ないません。

蓄熱ピーク調整割引額＝契約調整電力×調整時間×への割引単価

ヘ　割引単価

1キロワット1時間1月につき	1,034円00銭

（５） 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ　冷暖房負荷等の蓄熱運転により、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生する場合で、お客さまがこの取扱いの適用を希望され、かつ、当社との協議が整ったときは、ロによって算定された蓄熱ピークシフト割引額を割引いたします。

ロ　蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の蓄熱ピークシフト割引額は、半額といたします。

蓄熱ピークシフト割引額

＝ハの蓄熱ピークシフト電力×常時供給分の基本料金単価×0.85

ハ　蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、次のとおり定めるものといたします。

（イ） 高圧電力A、高圧高負荷率電力A、高圧TOUA、高圧高負荷率TOUAまたは高圧ウィークエンドAとして電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力は、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、この場合の蓄熱ピークシフト電力は、イの対象となる蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）を上回らないものといたします。

なお、受電設備を減少される場合等で、1年を通じての昼間時間の最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日以降の昼間時間の最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ） 高圧電力B、高圧高負荷率電力B、高圧TOUB、高圧高負荷率TOUBまたは高圧ウィークエンドBとして電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力は、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、イの対象となる蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、この場合の蓄熱ピークシフト電力が、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から不適当と認められるときには、すみやかに適正なものに変更して

いただきます。

ニ　1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、この取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、この取扱いを適用後1年に満たないで解消する場合は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の料金に加算いたします。

（6）　その他

イ　当社は、あらかじめお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容または稼働方法の変更、もしくは蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

Ⅳ　料金の算定および支払い

33　料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

34　検針日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（１）　検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

（２）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（３）　当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（４）　(3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（５）　(3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

35　料金の算定期間

（１）　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

（２）　当社があらかじめお客さまに使用電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

36　計量

（１）　使用電力量および最大需要電力は、原則として、託送約款等に定める記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

（２）　業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約における夜間使用電力量の計量は、次によります。

イ　当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

ロ　夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

ハ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、イにかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

（３）　業務用蓄熱調整契約における非蓄熱式電気空調システムの使用電力量の計量は、次によります。

イ　当社または当該配電事業者は、非蓄熱式電気空調システムの毎日午後1時から午後4時までの時間を除く使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、非蓄熱式電気空調システムは、専用の回路で施設していただきます。

ロ　非蓄熱電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

（４）　業務用電化厨房契約における電化厨房機器の使用電力量の計量は、次によります。

イ　当社または当該配電事業者は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。

ロ　電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

37　使用電力量の算定等

（１）　使用電力量は、30分ごとに計量された電力量といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間における季節別および時間帯別の使用電力量を算定する場合、季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

（２）　34（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、38（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（３）　34（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、38（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（４）　当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５）　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

38　料金の算定

（１）　料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ　35（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ　35（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

（２）　料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

39　日割計算

（１）　当社は、38（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は、別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（２）　38（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、38（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（３）　力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

40　料金の支払義務および支払期日

（１）　お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。

イ　34（検針日）(4)の場合の料金または37（使用電力量の算定等）(2)もしくは(3)により精算する場合の精算額については次回の検針日といたします。

ロ　37（使用電力量の算定等）(5)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ハ　需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ニ　農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

（２）　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

（４）　複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

41　料金その他の支払方法

（１）　料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

（２）　お客さまが料金を(1)イ、ロ、またはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　(1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　(1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

（３）　料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（４）　34（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

42　延滞利息

（１）　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

（２）　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定

により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

（３） 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

43　保証金

（１） 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

（イ） 既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

（ロ） 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

（２） 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

（３） 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

（４） 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

（５） 当社は、保証金について利息を付しません。

（６） 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

44　適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

45　契約超過金

（１）　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

（２）　契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

46　力率の保持

（１）　需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

（２）　当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合のお客さまの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

47　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契

約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

（１） 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査

（２） 66（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

（３） 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

（４） 計量器の検針または計量値の確認

（５） 49（供給の停止）、58（需給契約の消滅）(2)または60（解約等）により必要な処置

（６） その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

48 電気の使用にともなうお客さまの協力

（１） お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

（２）　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしたがい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

49　供給の停止

（１）　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

（２）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ　料金以外の債務を支払われない場合

（３）　お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ　高圧電力、高圧TOU、高圧高負荷率電力、高圧高負荷率TOU、高圧ウィークエンド、農事用電力、自家発補給電力Bの場合、臨時電力で高圧電力に準ずる場合または予備電力で高圧電力、高圧TOU、高圧高負荷率電力、高圧高負荷率TOUもしくは高圧ウィークエンドに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ハ　農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

（４）　お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ　47（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ　48（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（５）　お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

（６）　(1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

50　供給停止の解除

49（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

51　供給停止期間中の料金

49（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を39（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

52　違約金

（１）　お客さまが49（供給の停止）(3)、(4)ロもしくはハ、または託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

（２）　(1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

（３）　不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

53　供給の中止または使用の制限もしくは中止

（１）　当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

（２）　当社は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。

54　損害賠償の免責

（１）　53（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２）　49（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または60（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３）　当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

55　設備の賠償

（１）　お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気

機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

（２）　お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

56　需給契約の変更

（１）　お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

（２）　お客さまからの申込みがあり、かつ、当社が、63（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で、お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには、当社は、原則として、当該申込みの承諾を取り消します。この場合、当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。

57　名義の変更

お客さまが、それまで電気の供給を受けていた他のお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

58　需給契約の消滅

（１）　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

（２）　当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

（３）　需給契約は、60（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受け

た日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

59　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

（１）　お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、契約電力を新たに設定し、または増加された日にさかのぼって、新増加後1年に満たないで減少される契約電力（以下「減少契約電力」といいます。）分について臨時電力を適用し、需給契約の消滅日または変更日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　料金の精算

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日から、電気の使用を廃止し、または契約電力を減少される日の前日までの期間（以下「精算対象期間」といいます。）の減少契約電力および減少契約電力分に相当する使用電力量について、臨時電力を適用して算定される料金と既に申し受けた精算対象期間の減少契約電力分に相当する料金との差額を申し受けます。

なお、減少契約電力分に相当する使用電力量は、精算対象期間の使用電力量（季節別および時間帯別の使用電力量を算定する場合は、精算対象期間の季節および時間帯ごとの使用電力量といたします。）を減少契約電力分と残余分の比であん分して算定いたします。

ロ　工事費の精算

当社は、（イ）および（ハ）の金額を精算いたします。ただし、お客さまが契約電力を減少されることにともない供給電圧を変更する場合は、（ロ）および（ハ）の金額を精算いたします。

（イ）　お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、当社の託送約

款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

（ロ） お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

（ハ） 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

（２） 減少契約電力に供給設備の利用期間が1年以上となる契約電力が含まれる場合の料金の精算額は、(1)にかかわらず、(1)イに準じて算定される料金の精算額から、供給設備の利用期間が1年以上となる契約電力分について、精算対象期間に応じた当社の託送約款等に準じて算定される標準接続送電サービス料金（予備電力の料金を精算する場合は、この離島約款の28〔予備電力〕に準じて算定される該当料金といたします。）相当の20パーセントに該当する金額を差し引いた金額といたします。ただし、当社との需給契約の消滅日以降に、新増加時の契約電力分の供給設備の利用期間が1年以上とならないことが明らかになった場合には、それが明らかになった日に、(1)イに準じて算定される料金の精算額と既に申し受けた料金の精算額との差額を申し受けます。

（３） 当社との需給契約の消滅後もお客さまが同一の需要場所で引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用して電気の供給を受ける場合で、新増加時の契約電力分の供給設備の利用期間が1年以上となるときは、(1)にかかわらず、工事費の精算は行なわないものといたします。ただし、当社との需給契約の消滅日以降に、新増加時の契約電力分の供給設備の利用期間が1年以上とならないことが明らかになった場合には、それが明らかになった日に、(1)ロに準じて算定される金額を精算いたします。

（４） 15（業務用電力）(4)イ、16（業務用TOU）(4)イ、17（業務用高負荷率電力）(4)イ、18（業務用高負荷率TOU）(4)イ、19（業務用ウィークエンド）(4)イ、20（高圧電力）(1)ニ、21（高圧TOU）(1)ニ、22（高圧高負荷率電力）(1)ニ、23（高圧高負荷率TOU）(1)ニまたは24（高圧ウィークエンド）(1)ニによって契約電力を

定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または15（業務用電力）(4)イ（イ）c、16（業務用TOU）(4)イ（イ）c、17（業務用高負荷率電力）(4)イ（イ）c、18（業務用高負荷率TOU）(4)イ（イ）c、19（業務用ウィークエンド）(4)イ（イ）c、20（高圧電力）(1)ニ（イ）c、21（高圧TOU）(1)ニ（イ）c、22（高圧高負荷率電力）(1)ニ（イ）c、23（高圧高負荷率TOU）(1)ニ（イ）cもしくは24（高圧ウィークエンド）(1)ニ（イ）cにより契約電力を減少しようとされる場合は、(1)、(2)および(3)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、15（業務用電力）(4)イ（イ）c、16（業務用TOU）(4)イ（イ）c、17（業務用高負荷率電力）(4)イ（イ）c、18（業務用高負荷率TOU）(4)イ（イ）c、19（業務用ウィークエンド）(4)イ（イ）c、20（高圧電力）(1)ニ（イ）c、21（高圧TOU）(1)ニ（イ）c、22（高圧高負荷率電力）(1)ニ（イ）c、23（高圧高負荷率TOU）(1)ニ（イ）cもしくは24（高圧ウィークエンド）(1)ニ（イ）cにより契約電力を減少しようとされる日といたします。

60　解約等

（１）　49（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

（２）　お客さまが、58（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

61　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法、工事および工事費の負担

62　供給方法、工事および施設

（１）　電気の需給地点は、当社または当該配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。

（３）　当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

（４）　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

63　工事費負担金等の申受けおよび精算

（１）　当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

（２）　当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

（３）　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

（４）　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ　当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

64　工事費負担金等に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等に関する必要な事項について、工事着手前に契約書を作成いたします。

Ⅷ　保安

65　保安の責任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

66　保安等に対するお客さまの協力

（１）　託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

（３）　当社または当該配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

（４）　当社または当該配電事業者は、必要に応じて、(3)に定める事項その他系統運用上

必要な事項について別途協定書を締結いたします。

附則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は、2026年11月1日から実施いたします。

2　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、36（計量）(1)および附則4（記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の特別措置）(1)ホにかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3　供給電圧についての特別措置

供給電圧については、当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4　記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の特別措置

（１）　30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合等の使用電力量および最大需要電力等は、次のとおりといたします。

イ　使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびにへおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型

計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

（イ） 34（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、38（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（ロ） 34（検針日）(4)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、38（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

（ハ） 34（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、38（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 業務用TOU、業務用高負荷率TOU、業務用ウィークエンド、高圧TOU、高圧高負荷率TOUおよび高圧ウィークエンドの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。

ハ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたしま

す。

ニ　計量器の読みは、次によります。

（イ）　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

（ロ）　乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

（ハ）　乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

ホ　使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ヘ　計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。

（イ）　料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（ロ）　料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとにハに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ト　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に準じてお客さまと当社との協議によって定めます。

（２）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、38（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニのときは、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(7)イにより算定いたします。

ロ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(7)ロにより算定いたします。

ハ　イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ニ　日割計算をする場合には、当社または当該配電事業者は、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

（３） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、(1)イ（イ）または（ハ）により精算するときの精算額のお客さまの支払義務は、次回の検針日に発生するものといたします。また、(1)トのときの料金のお客さまの支払義務は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生するものといたします。

（４） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、15（業務用電力）(5)ロ、17（業務用高負荷率電力）(5)ロ、20（高圧電力）(1)ホ（ロ）、(2)ニ（ロ）、22（高圧高負荷率電力）(1)ホ（ロ）、(2)ニ（ロ）、25（臨時電力）(4)ロ、26（農事用電力）(3)ロ、27（自家発補給電力）(1)ハ（ロ）aおよび(2)ハ（ロ）aにおいて、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときには、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

（５） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、29（業務用蓄熱調整契約）(3)ハおよび32（産業用蓄熱調整契約）(3)ハにおいて、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときには、計量値を確認する場合を除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

（６） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等において、平均力率は、託送約款等に定めるところにより決定することとし、この場合、有効電力量および無効電力量の計量については、(1)イ、ニ、ホ、ヘ（イ）およびトに準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、(1)ホにかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量することとし、この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

（７） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは、次のとおりといたします。

イ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

（イ）　38（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　38（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量（業務用TOU、業務用高負荷率TOU、業務用ウィークエンド、高圧TOU、高圧高負荷率TOUまたは高圧ウィークエンドの場合は、各時間帯別の使用電力量といたします。）を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、業務用TOU、業務用高負荷率TOU、業務用ウィークエンド、高圧TOU、高圧高負荷率TOUまたは高圧ウィークエンドの場合を除き、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ロ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

（イ）　38（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　38（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

5　災害救助法が適用された場合等の特別措置

この離島約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から１年以内に、この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置

の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

（１） 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）、および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、40（料金の支払義務および支払期日）（３）および（４）にかかわらず、それぞれ１月延期いたします。

（２） 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 業務用電力、業務用TOU、業務用高負荷率電力、業務用高負荷率TOU、業務用ウィークエンド、高圧電力、高圧TOU、高圧高負荷率電力、高圧高負荷率TOUおよび高圧ウィークエンドの場合

（イ） 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、38（料金の算定）（１）イ、ロ、ハまたはニの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

（ロ） 割引率

（ハ）に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

（ハ） 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

ロ イ以外の場合

イに準じて割引を行ないます。

（３） 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当すると

きは、63（工事費負担金等の申受けおよび精算）（１）にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。

イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ　契約負荷設備の総容量または契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。

（４）　災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは、63（工事費負担金等の申受けおよび精算）（１）にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。

（５）　災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、15（業務用電力）（５）、16（業務用TOU）（６）、17（業務用高負荷率電力）（５）、18（業務用高負荷率TOU）（６）、19（業務用ウィークエンド）（６）、20（高圧電力）（１）ホおよび（２）ニ、21（高圧TOU）（１）ヘおよび（２）ホ、22（高圧高負荷率電力）（１）ホおよび（２）ニ、23（高圧高負荷率TOU）（１）ヘおよび（２）ホ、24（高圧ウィークエンド）（１）ヘおよび（２）ホ、25（臨時電力）（４）、26（農事用電力）（３）、27（自家発補給電力）（１）ハおよび（２）ハならびに28（予備電力）（３）にかかわらず、災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

（６）　災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、63（工事費負担金等の申受けおよび精算）（１）にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費相当額を申し受けません。

６　この離島約款の実施にともなう切替措置

2026年11月1日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、38（料金の算定）および39（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

なお、電力量料金は、料金の算定期間における2026年11月1日の前後それぞれの期間の使用電力量により算定いたします。

別表

１　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（１）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第32条第２項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

（２）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

（３）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

（イ）　（ロ）および（ハ）の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

（ロ）　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。

（ハ）　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

２　休日等

この離島約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

1月4日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

３　週末等

この離島約款において、週末等とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

1月4日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

４　燃料費調整

（１）　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四

捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A ＝ 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α ＝ 0.0406

β ＝ 0.0982

γ ＝ 1.2015

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、41,900円といたします。

ハ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（イ）　1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝（基準燃料価格－平均燃料価格）\times\frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

（ロ）　1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）\times\frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

ニ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

（イ）　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（ロ）および（ハ）の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ロ） 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。

（ハ） 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに

係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ホ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（２）　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17銭7厘

（３）　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

５　市場価格調整

（１）　市場価格調整額の算定

イ　平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

平均市場価格＝X×x＋Y×y

X ＝ 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y ＝ 各平均市場価格算定期間における午前8時から午後4時に対応する電力市場価格の平均値

x ＝ 0.4861

y ＝ 0.5139

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における午前8時から午後4時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　基準市場価格

1キロワット時当たりの基準市場価格は9円45銭といたします。

ハ　市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（イ）　1キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

市場価格調整単価＝（基準市場価格－平均市場価格）×ニの調整係数

（ロ）　1キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－基準市場価格）×ニの調整係数

ニ　調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

高圧で供給を受ける場合	0.265

ホ　市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

（イ）　各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（ロ）および（ハ）の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ロ） 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。

（ハ） 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ヘ　市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

（２） 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ハによって算定された市場価格調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

６　離島ユニバーサルサービス調整

（１） 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（イ）　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

（ロ）　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

（ハ）　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニ

バーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

（イ） 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（ロ）および（ハ）の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ロ） 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。

（ハ） 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

（２） 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

（３） 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

7 契約電力等の算定方法

臨時電力および農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

（１） 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）

についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に準じて算定いたします。

イ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ　イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

（2）　契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表9〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量につい

ては、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ　2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ　2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ　予備設備であることが明らかな変圧器

8　日割計算の基本算式

（1）　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$1月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

ただし、38（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は

$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$は、$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$

といたします。

ロ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

（イ）　38（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ） 38（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

なお、それぞれの期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに30分ごとの使用電力量をそれぞれの期間において合計して算定いたします。

ハ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

（イ） 38（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ） 38（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

（２） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

（３） 35（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

（４） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

（５）　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

９　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

（１）　ΔまたはY結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×3

（２）　V結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×2×0.866

（３）　変則V結線（異容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \begin{matrix}\text{電灯電力用変圧器容量}\\ \text{（キロボルトアンペア）}\end{matrix} - \begin{matrix}\text{電力用変圧器容量}\\ \text{（キロボルトアンペア）}\end{matrix} + \begin{matrix}\text{電力用変圧器容量}\\ \text{（キロボルトアンペア）}\end{matrix} \times 2 \times 0.866$$

10　標準控除率表

用途	業種	標準控除率
空調	旅館・ホテル	20パーセント
	病院	10パーセント
	コンピュータセンター	20パーセント
	放送局	30パーセント
給湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント

11　適用対象機器類別（業務用電化厨房契約）

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、IH万能調理器、その他加熱厨房機器